

いじめ防止対策基本方針

鹿児島大学教育学部附属小学校

1 いじめ防止対策の基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。『いじめ防止対策推進法』（第2条）

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、自己実現や学力の向上・望ましい人格の形成が図られるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

その際、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないように、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることが大切である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※参照『いじめ防止対策推進法』（第3条）

(3) 「いじめ防止対策基本方針」策定の理由

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

『いじめ防止対策推進法』（第13条）

これらを踏まえ、本校ではいじめは、どの学級、どの児童にも起こりうるという基本認識に立ち、本校児童が安心して楽しく学校生活を送ることができ、いじめのない学校をつくるため、「附属小学校いじめ防止対策基本方針」を策定する。

本校児童は、鹿児島市の様々な校区から通学している。そのため、放課後や休日において、友人同士コミュニケーションを図る場が少ない状況にある。また、塾や習い事に行っている児童が多い。そのため、共に遊ぶ時間も少ない状況にある。このような状況においては、友人と密接な関係をつくりにくいと考えられる。

保護者においても、コミュニケーションを図る機会が少なく、保護者同士の関係が希薄であったり、共通認識をもちにくかったりすることが考えられる。

このような本校児童や保護者を取り巻く環境を踏まえつつ、いじめについては、如何なる場合であっても、表面的・形式的な指導を避け、いじめられた児童の立場に立った指導を展開すると同時に、保護者等の関係についても留意しながら積極的な対応を行う。

2 学校におけるいじめの防止等対策のための組織について

1に述べた基本理念を基に、いじめ防止、早期発見・早期解決、重大事態への対処を組織的に行うことを目的とし、本校では次頁図1のような構成員と支援体制で「いじめ防止対策委員会」を組織する。

(1) いじめ防止対策委員会の役割

ア 本校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・評価・状況に応じた対応・修正の中核

本校のいじめ防止対策基本方針の策定や見直し、いじめ防止の取組の進捗状況確認、いじめ対処がうまくいかなかったときの検証、計画の見直しなど、いじめ防止の取組が、R

P D C Aサイクルで推進されるよう、評価・検討し指示する。

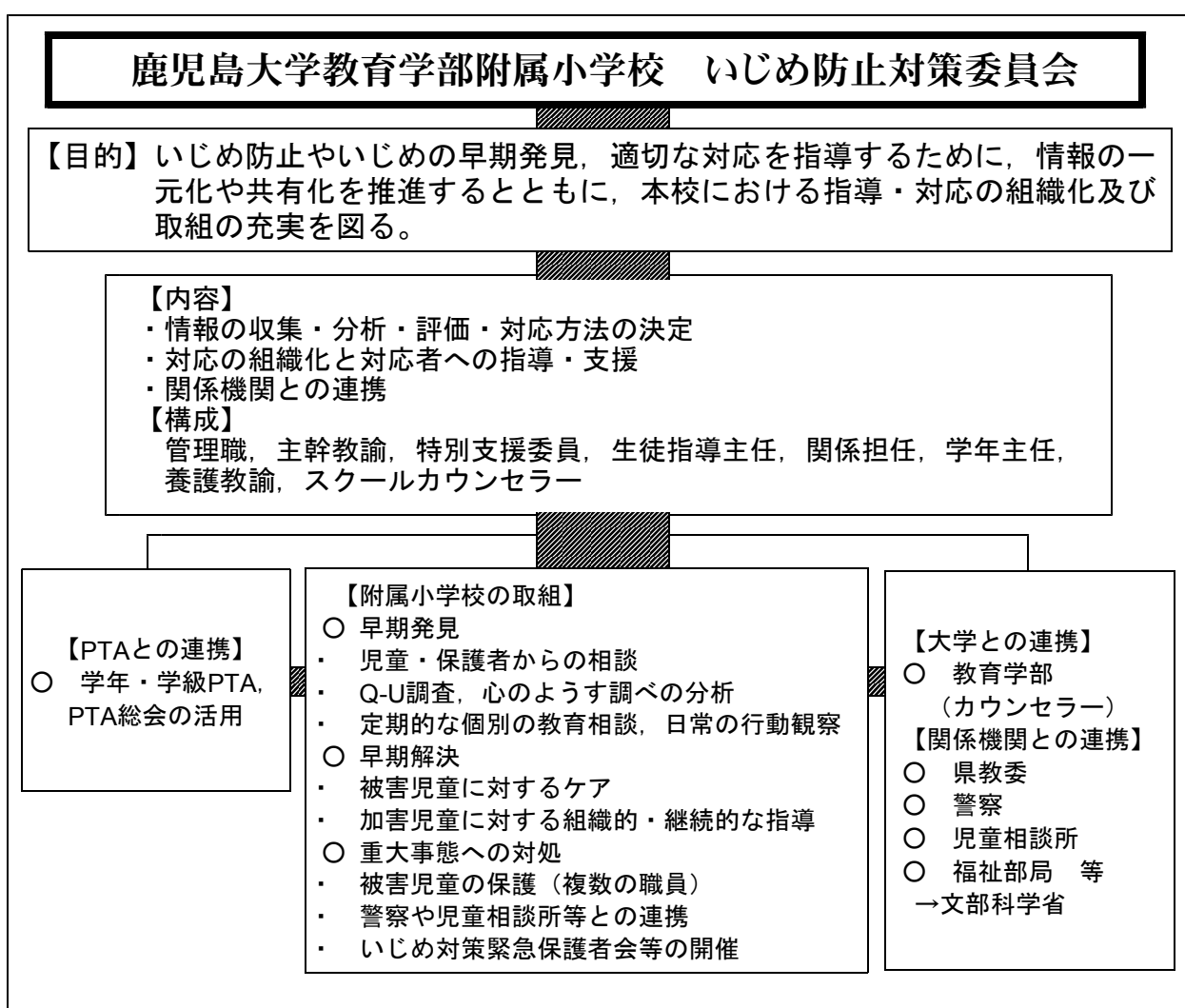
イ いじめの相談・通報の窓口

児童や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、学年・学校だよりやHP等で、いじめ防止への啓発を行ったり、協力を呼びかけたりするとともに、相談・通報に対応し、関係の係や保護者と連絡し連携する。

ウ いじめに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、評価・検討と対処への判断・指示及び情報の共有

この役割を果たすため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て本組織に報告・相談する。集められた情報は、個々の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急の会議を開き、迅速な対応を組織的に実施する。

(2) いじめ防止対策委員会の構成員と支援体制



【図1 いじめ防止対策委員会の構成員と支援体制】

本委員会の構成員は、当該学級担任、当該学年主任、管理職、主幹教諭、スクールカウンセラー、関係職員とする。しかし、協議や対応する内容に応じて、柔軟に構成する。

その他、いじめ問題への対応において、学校が、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、次頁の表1のような関係機関との適切な連携を行うようにする。

【表1 いじめ防止に向けた関係機関とその連絡先】

鹿児島県教委	286-2111 (代表)	鹿児島中央警察署	222-0110
中央児童相談所	264-3003	福祉部局	216-1244

(3) いじめ防止対策委員会に係る取組と年間計画

本組織の目的である「いじめ防止やいじめの早期発見、適切な対応を指導するための組織化及び取組の充実を図ること」を達成するために、表2のような具体的な取組を実施する。また、この取組を軸として、表3に示した年間計画にしたがって実施していく。なお、この計画を基にしながら、いじめの発生や状況に応じて、柔軟に会議等を設定していくものとする。

【表2 いじめ防止に向けた主な取組】

	主 な 取 組 例	
いじめ防止	○ 児童・保護者との相談	○ Q-U 調査, 心のようす調べの分析
早期発見	○ 定期的な個別の教育相談, 日常の行動観察	
早期解決	○ 被害児童に対するケア及び保護者との連携 ○ 加害児童に対する組織的・継続的な指導及び保護者との連携	
重大事態への対処	○ 被害児童の保護 (複数の職員)	○ 警察や児童相談所等との連携 ○ いじめ対策緊急保護者会等の開催

【表3 いじめ防止対策に係る年間計画】

月	関連行事	主な内容
4	前年度生徒指導事例追跡調査	年度初めの引継状況, 問題傾向の把握と対応
5	心の様子調べ	個人の問題状況及び学級集団の人間関係把握
6	Q-U 調査, 個別教育相談①	諸調査を基にした全児童対象の面談
7	家庭訪問	Q-U 調査結果を基に家庭に報告
8	職員研修 (教育相談)	
9		
10	人権教室	人権擁護委員を招聘してのいじめ問題の理解
11	Q-U 調査, 心の様子調べ	個人の問題状況及び学級集団の人間関係把握
12	校内人権週間, 保護者面談	いじめ防止の啓発, 全保護者との問題状況等共有
1		
2	心の様子調べ, 個別教育相談②	心の様子調べを基にした全児童対象の面談
3	生徒指導事例研修会	各学年の問題事例の共有, 次年度引継

※ 学級カシート: 「計画性」「責任感」「協調性」「自己肯定感」の4つ見方・考え方から、児童にアンケートを行い、学級の実態を可視化したもの